

◆賃上げ税制の抜本強化（法人課税）

中小企業における所得拡大促進税制

1. 改正の概要

中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置の見直しを行った上でその適用期限が一年間延長されます。最大の税額控除額も給与等支給増加額の40%へ拡充が行われます。

項目		改正前		改正後	
適用要件		適用年度の雇用者給与等支給額≥ 比較雇用者給与等支給額× <u>101.5%</u>		変更なし	
税額 控除	上乗せなし	控除対象雇用者給与等支給増加額（※1）× <u>15%</u>		変更なし （控除対象雇用者給与等支給増加額× <u>15%</u> ）	
	上乗せ 加算	下記の①及び②の要件を満たす場合 ①適用年度の雇用者給与等支給額≥比較雇用者給与等支給額×102.5% ②下記のいずれかを満たす場合 イ：適用年度の教育訓練費の額≥前年度の教育訓練費の額×110% ロ：適用年度終了の日までに、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、その計画に従って、経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと	<u>10%</u> <u>加算</u>	・適用年度の雇用者給与等支給額≥比較雇用者給与等支給額×102.5%の場合	<u>15%</u> <u>加算</u>
				・適用年度の教育訓練費の額≥前年度の教育訓練費の額×110%の場合	<u>10%</u> <u>加算</u>
	最大 控除率	25%		40%	
控除上限		適用年度の法人税額の20%を上限		変更なし	

（※1）雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額をいう。

2. 適用対象

青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の企業等）

3. 適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。